

## 平成23年度第2回二宮町下水道運営審議会会議録

日 時 平成23年9月30日（金）午後2時～3時30分  
場 所 二宮町役場第1会議室  
出席者 小澤宜男会長、古澤正平副会長、脇直一委員、小宮進委員、永瀬文雄委員、深見直美委員、松尾武保委員、添田米美委員  
欠席者 原富士徳委員、岩倉正枝委員、宮本由美子委員  
事務局 都市経済部長、下水道課長、業務班副主幹、工務班副技幹、業務班主事  
傍聴者 なし

### 1. 開 会（課長）

定刻になりましたので始めさせていただきます。司会を担当します下水道課長の成川です。よろしくお願いいたします。

お手元の次第に添って進めさせていただきます。

本日の出席委員数、定数11名中、8名のご出席をいただいております、下水道運営審議会条例の規定により、半数以上の出席ですので本日の会議は成立しております。

ただ今より、平成23年度第2回下水道運営審議会を開催させていただきます。会議に入る前に、審議会の傍聴についてですが、本審議会の傍聴内規によりまして原則公開となっておりますが、本日は傍聴者がおりませんので、このまま進めさせていただきます。

それでは初めに、坂本町長よりごあいさつを申し上げます。宜しく申し上げます。

### 2. 町長あいさつ

こんにちは、今日は皆さんお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。下水道事業と言いましても、二宮町の中で約7割がほぼ終わって、残り3割にきていますが、色々と東北の地震の影響とかで先延ばしをせざるを得ないこともあります。

また、一方で下水道事業そのものが皆さんの支払っていただいているお金だけではとても足りなくて、一般会計から繰出す部分がどうしても出てきている。

上水の水道料金と同じ位とのイメージが町民の中にあるが、現実には水道料金より、ちょっと下まわった金額が下水道の料金ということになっています。倍にはなっている訳ではない。せめて水道料金に近くなる位までは、皆さんからいただいても、異論は無いのではないかと。

それを超えていくことに将来なるかも知れない。取りあえず、まだ、水道料金まではいっていない。3年毎の料金改定ということで、これから審議をしていただく訳です。

また、今日のタウンニュースでは、鮎が西友横の葛川で多く見られた。「葛川をきれいにする会」の活動が10年経ってやっと成果が出てきた。下水道の普及もあり、葛川

が非常にきれいになった。小魚が多くなり、鳥がそれを狙って舞い降りて来ている。環境面でも自然が戻ってきている。

その中に、念願の鮎が西友のところまで、ロングビーチ下では何年か前に目撃されているが、今回は鮎が遡上している。投網で捕れたとの報告がありました。これも下水道普及の賜物ではないかと思っています。

これからも、なんとか全町網羅した普及を促進していかなければならない。今日はそういう意味でも、皆さんの忌憚のないご意見を活発にいただきたいと考えています。宜しく願いいたします。

司 会 ありがとうございます。それでは、次第に添いまして「二宮町下水道使用料の改定について」町長より諮問を行います。

### 3. 町長から会長へ諮問

町長 諮問書を朗読する。

司 会 ありとうございました。それでは、小澤会長よりご挨拶をお願いします。

### 4. 会長あいさつ

皆さん、こんにちは。お忙しい中、審議会にお集まりいただきありがとうございます。今、町長から話がありましたように鮎の遡上という、考えてもいなかったことが起こるのだなと思っています。これもひとえに下水道事業の推進の賜物かなと意を強くしています。益々、私達の責任は重くなってきているのではないか。町民の方々に下水道にして良かった。という感じを持っていただくよう、私達が一層努力をしていかなければならない。

それと同時に町の財政を考えた時に、それによって他の福祉等の事業を圧迫してはいけない。少しでも、町からの繰入金を少なくして、そのお金を福祉等に使ってもらうような料金体系に変えていかなければならないのではないかと思います。どうか、委員皆様その辺の意を汲んでいただいて、どうあるべきなのか、審議いただければ幸いです。宜しく申し上げます。

司 会 ありがとうございます。町長は所用がございますので、ここで退席させていただきます。それでは、ただ今、諮問書の写をお配りいたします。

これより、会議の進行は会長が議長となりますので宜しく申し上げます。

会 長 それでは、議題に入ります。議題1「二宮町公共下水道使用料の改定について」ですが、ただ今、町長からの諮問の写がお手元にあると思いますが、これに基づいて審議をしていきたいと思っております。

資料の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 下水道使用料検討資料をご説明いたします。

1 頁の 1. 使用料の適正化について (1) 使用料改定の必要性

2 頁の (2) 使用料改定の考え方

3頁の2. 経費回収率と使用料単価について

4頁、使用料収入と汚水処理費の推移見込

○使用料収入と汚水処理費の推移見込

使用料の算定期間24年度から26年度までの、有収水量の推移を見込んだ数字(年間汚水量)と現行の使用料単価と3頁の事務局案に改定した場合の使用料単価より各年度の年間使用料収入の見込の推移を示しています。

○汚水処理費の推移見込

使用料対象経費が24年度から26年度まで、どの程度になるかとの見込を示した表です。

維持管理費・直接的経費の内、ポンプ場費と処理場費は、二宮町ではありませんので経費の計上はありません。

管渠費の内容は、敷設した管渠の破損した場合の修繕。また、実際に多いのは、国・県道に敷設したマンホールの高さが、バリアフリー化等の改修により高さが変更になった時の維持工事費。それと新しく整備した下水道の下水道台帳の整備費等になっています。

間接的経費の内、事務費ですが運営費の意味合いが強いのですが、使用料徴収の上下水道料金一括業務委託料、接続の勧奨を行うための水洗化改造等奨励金、下水道事業における消費税(公課費)、管理運営に係る人件費等となっています。

流域維持管理負担金は、流域の処理場における下水を処理する施設の維持管理費を関連する市町が有収水量(使用料算定になる量)の割合で負担している負担金となっています。

資本費は、今までに建設した下水道の借入金です。使用料の対象となるべき元金と利子の見込額を各年度に該当する部分を計上してあります。維持管理費と資本費を足したのが使用料対象経費となります。例えば平成24年度ですと、4億1千6百10万円が使用料対象経費となります。

○5頁、現行使用料による財政収支(歳入・歳出)見込み

使用料対象経費以外を含めた、下水道事業全体の歳入・歳出の見込みを24年度から26年度までの見込として提示させていただいております。

下水道会計全体として、使用料の改定が行われた場合は、何が影響を受けるかという一般会からの繰入金が変わります。例として、24年度現行(108円)であれば1億9千8百万円弱の収入を見込んでいるがこれが、仮に一番下の134円に改定した場合では、2億4千6百万円弱となり、一般会計繰入金が、現行であれば4億3千6百万円とみているものが、3億8千9百万円と繰入金が抑制される見込になります。それを24年度から26年度まで提示させていただきました。

○下水道使用料による試算、下水道使用料金の例(2ヶ月当たり:消費税込)

どの位の料金改定になるかは、これからの審議になりますが、先ほどの事務局案に

した場合、どの位の負担になるかを示させていただきました。一律改定した場合の数字で、あくまでも目安として見ていただきたいと思います。

40 m<sup>3</sup>ところに網掛けしてありますが、全国的に2ヶ月40 m<sup>3</sup>で下水道使用料がいくらかが一つの指標になっておりますので、40 m<sup>3</sup>を参考に説明させていただきます。40 m<sup>3</sup>現行の条例上の下水道使用料、消費税込で2ヶ月3,805円。仮に①150円になった場合は、5,288円。1,483円の増となり、1ヶ月750円の増。②144円になった場合は、1,254円の増になり、2ヶ月で5,059円、1ヶ月600円の増③134円になった場合は、912円の増になり、1ヶ月460円の増となります。

○「参考」資本費への充当率（平成22年度実績を基に参考試算）

平成22年度実績を基に、実際に改定をした場合に使用料が資本費へ充当できるのか目安として、参考として提示させていただきました。仮に134円になった場合は36.5%、144円になった場合は43.1%、150円になった場合は、47.1%になります。あくまでも、元利償還金の内となっております。維持管理費と合計すると先程、示させていただいた経費回収率59%・63%・66%と使用料で賄えることとなりますが、資本費の部分だけを見たときどの程度充当できるかを試算したものです。

最後になりますが

○7頁、県内市町村使用料単価等比較表

県内の横浜市、川崎市を除いた31市町村の使用料単価等の比較表です。

・2ヶ月40 m<sup>3</sup>の使用料

条例上の40 m<sup>3</sup>を使用した時の使用料を高い順に表しています。二宮町3,805円は県内31市町村のほぼ真中の15番目になっています。

・使用料単価

実際の下水道使用料の収入を有収水量で除した数字です。二宮町108円になっており、順位は23位になります。

順位が下がっておりますが、これは、色々な要因があると思います。推測ですが、二宮町はベットタウンで一般家庭が中心で、従量制の単価の高い部分の大口の事業所の使用者が少ないためと考えています。条例上の40 m<sup>3</sup>を単価は県内の市町村中で中位でも、実際の収入は下がっております。

・使用料累進度

従量制の単価、1 m<sup>3</sup>当たりの料金、これの一番安い金額と高い金額にどの位の開きがあるかを示しています。

以上が今回の提示させていただいている下水道使用料検討資料の説明です。

次の4枚は参考資料として

・平成21年度下水道事業比較経営診断表

3頁の事務局案の②③の使用料単価は、表の左側、「経営の効率性」の欄の使用料単価の類型平均（二宮町と同規模）144.26円、全国平均134.20円を基にさせていた

だいています。

- ・下水道法（抜粋）
- ・二宮町公共下水道使用料条例（抜粋）
- ・二宮町下水道使用料金表（現行）

以上で説明を終わります。

会 長 今、事務局より資料の説明がありましたが、何かご質問はありますか。

委 員 4 頁ですが、地方債元金償還金ですが、24・25・26 年度と元金が増えているが、どうしてですか。

事務局 地方債については、元金均等ではなくて元利均等であるため、年度が進むと元金部分が増えてくる要因が一つ。それと、下水道事業債は、据置期間 5 年間あり、初めの 5 年間は利払いのみ、その後 25 年間で元金と利子の償還になります。下水道の工事費につきましては、平成 20 年度までの工事費が比較的多かったもので、このように推移する見込みです。

委 員 1 頁の中ほどに「平成 22 年度における汚水処理費の下水道使用料による経費回収率は 47%と低い状況に留まっています。」とありますが、資料のどこを見れば低いことが分かりますか。

事務局 参考資料の「平成 21 年度下水道事業比較経営診断表」を見ていただきたいのですが、表の左側、「経営の効率性」の欄、6 番目に経費回収率があります。平成 21 年度の二宮町が 47.5%、類型平均（二宮町と同規模）57.6%、全国平均・大都市も含めてですが 88.6%が平成 21 年度の実績になりますが、これと比較しても低い数字になっています。次の類型内の順位は 33 団体の内 24 番目になっております。また、下水道事業は原則独立採算制であり、本来なら経費回収率 100%を目指すのが本筋であります。

委 員 前回の資料にあるのですが、経費回収率は平成 11 年度 1.1%よりだんだん上がってきて平成 20 年度 36.1%、となっているが、なぜ最初使用料の経費回収率は低いのか。一般的に低くなるのか。

事務局 まずは、下水道の普及を優先させたい。いきなり高い使用料単価を設定すると下水道へ接続する意欲をそいでしまうのではないかと、という点。資本費まで含めて使用料を設定しなければならないが、まずは、維持管理費を回収しようとする事で料金設定された。

その後、なかなか改定できなかつたのは、下水道への接続、普及を優先するため、据え置いていたが、前回の改定については、平成 19 年度に地方財政経営健全化法の施行があり、公営企業については、経営の健全化待ったなしということで改定に至った経緯があります。

会 長 補足しますが、料金設定の時に、二宮町が初めて引く下水道ということで第一番

に普及を考えよう、皆さんが早く下水道を引いていただくことが目的で、加入率も高まり、収入も上がってくるのが第一番。

財政的に町財政が10年前はそんなに厳しく無かったことも背景にありました。ですから、一般会計からの繰入金もさほど負担にはないのではないかとということで料金設定をしていただいた。

ところが、10年経って非常に情勢が変わって来ました。前回の改定（平成21年度）で、8%の改定にしたのは、皆さんの中で初めて料金を上げる形の中で、高い料金を提示することの議論をしました。

やっぱり、少し低めの料金にして、少しずつ上げていくのはどうだろう。そうすれば、町民の皆さん公共下水道を使用している皆さんが、それ程負担に感じないのではないか。

但し、付帯事項として3年毎に見直しをして行こう。どの位上げるかは、その時の議論になりますが、この方向でやって行くことを付帯事項に付け加えさせていた

だいた。

委員 良く分かりました。

委員 繰入金の元の町の財政・収入は、この3年間どうなんですか。一般会計の収入の見通しはどうですか。

事務局 これから平成24年度の予算編成をしなければなりません、今日、その会議がありました。

町税は、今後10年位は減少傾向にあり、財政当局から繰出金については極力抑制していきたい。一般会計で負担する余裕がなくなってきたと、ハッキリ言われたので、下水道事業としましても、その辺を十分踏まえて今回の財源確保に向けてのお願いをしていきたい。

委員 先ほどの1頁ですが人口普及率78%とありますが、二宮町の全人口の78%ですか。整備区域内の人口78%ですか。

事務局 整備区域内です

委員 二宮町の全人口では、どの位ですか。

事務局 人口普及率は全町からみて、下水道が使用できる区域におよそ8割弱の方が住んでいられる。その中で、接続されている方がおよそ7割程度、二宮町全体から見ると、下水道に接続していただいている方はほぼ50%です。全町から見ると8割弱の方が下水道を使える区域にいて、その中の7割の方が下水道に接続している。全町から見ると、半数の方が下水道に接続されている。

委員 今のお話ですと、5割から6割の方が下水道の恩恵を受けていて、受けてない人が40%いることは、税の負担から見ると、下水道の恩恵を受けていない人も一般会計として負担させられていることになる。

一般会計からの繰り入れが多いということは、同じ税金を払い恩恵を受けてい

ない人からみると税の使い方が不公平な気がする。その意味から、一般会計からの繰り入れをある程度減らす方向にいかない不公平になる。その点からも考える必要がある。

会 長 そのような声も上がっています。受益者負担において、相応の使用料をいただくのが妥当だと思います。

委 員 1頁の下に「経営努力と水洗化率の向上を図る。」とありますが、町民にとっては、税金で払うのも、使用料で払うのも少ない方がいい。具体的にやってきたこと、これからやろうとしていることがありましたら、教えて欲しい。

事務局 下水道経営の健全化に向けた取組みですが、平成19年に公営企業経営健全化計画を立ててやってきています。その中で、職員定数ですが下水道課は、過去に9名で運営していましたが、現在はスリム化し8名で運営しています。

下水道課には、2班があります。工務班と業務班です。工務班で下水道の工事を進め、業務班で受益者負担金・下水道使用料徴収の関係の仕事をしています。工事が進めば、エリアも拡大し業務の仕事が増えてきている状況です。その中で、職員のやりくりで業務班の仕事を工務班より職員1名が仕事を一緒にやっています。そういう職員の調整、やりくりで職員の人数を減らして運営しております。

コスト削減という意味では、過去に工事をするために借り入れたものがありました。特に高い金利5から6%以上で借りたものがありました。それを、平成20・21年度に低い金利のものに、借り換えをし、繰上償還をしたことにより、利息分で約3千9百万円の削減になっております。

職員の努力としまして、接続の徹底、水洗化率の向上をしなければならないということで、未接続世帯に戸別訪問させていただいて、接続勧奨しております。ここにきて効果が多少表れてきて、使用料の増収にも若干ですが繋がっているのかと思います。

会 長 前回の改定の時に、要望事項として「未接続世帯への接続勧奨」を入れました。やはり、接続率（水洗化率）が上がれば、当然収入が増えてくる。未接続世帯へ戸別訪問し勧奨する、「広報にのみや」でアピールする。改定することも当然ですが、接続率（水洗化率）を上げることは重要であると思います。その他ありますか。

委 員 今の接続の問題ですが、供用開始区域になって接続しないのは、何等かの問題があるのではないかと思います。問題を解決するような、相談ができるようなことがないと難しいと思います。

会 長 戸別に未接続世帯への接続勧奨をしていて、接続できない理由で多いのは何ですか。

事務局 実際に行きますと、ご高齢の方で後を継ぐ者がいないので、今、下水道に接続しても仕方ない。家も古くなり、下水だけ接続するのは無駄である。また、不景気

ですので、金銭的な理由で工事費を負担するのが困難なため接続できないと言う方が多い。

委員 浄化槽より下水道の安いと思うがどうですか。

事務局 年間の維持管理費用であれば、何人世帯で、どの位使用されるかで違ってくると思いますが、適正な維持管理して汲み取り、法定点検等をした場合では、下水道使用料の方が若干安いと思います。

委員 2頁のところですが、算定期間を今回3年にされたのには根拠はありますか。

事務局 前回（7月14日審議会）の時に、下水道使用料の算定について、概ね3年から5年程度の経費を算定基準とするということで、これが示されているのは日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」の中に出っていますが、それ以上先については、参考として考えることは必要ですが不確定な要素が多くなるので、概ね3年から5年程度を基準とするのが二宮だけでなく、他の自治体でも多い。

前回（平成21年度）も3年で算定していることもあり、同じ条件で3年と定めさせていただきました。

委員 使用者の立場とすれば、使用料の引き上げが無い方がありがたいが、先ほどの税の不公平感で、ある程度一定の金額も仕方がないのかと思うが、小刻みにやるのでは無くて、難しいかもしれないが到達点を定めて、到達点に行くためにどの様に上げていくか。ある程度到達点が見えないといつまで上げるのかということになる。その辺の見極めは難しいのか。

事務局 確実な数字は難しいが、大まかに、現状の中でどう見込むかということは、今回の資料にはありませんが、次回の資料の中で大きい意味での見通し、一つの目安ということで示させたいと思います。

委員 説明するのにどこまで行ったら、負担が終わるのか。目安が分かった方が説明しやすいのかなと思います。

それと、先ほど繰入金の話がありましたが、諮問書の中で「不足分は一般会計からの繰出金で補填している状況であります。」となっている。

下水道会計状況の苦しみの表現が少し弱いような感じを受ける。これは感想です。

会長 一般会計の繰入金は何億あります、何億まで減らしたいので、回収率がこうなりますと、具体的な数字を上げれば一番いいのかもしれないが。なかなか難しい、いろんな考え方、受け止め方が様々ですので、議論の中で汲んでいただきたい。

委員 先ほどの会長のご挨拶の中に、浮いた部分が福祉なり他の部門で確実に使われることが分かれば、下水道課の仕事ではなく、財政の問題だと思うが例えば、3千万円浮きました。それが福祉にこんな形で生きていますと目に見えて分かれば、一般の町民にこれだけ節約でき、こういう仕事ことができました。下水道使用料を上げさせてもらいました。ということであれば町民の理解がある程度得られるので



はないか。

会 長 その辺の所を、財政的に工夫していただいて、対外的に出してもらえると良いと思う。お金に印はないのでどう使われるのか分からないというのではなくて…。今の委員の要望ですね。資料の作り方で分かるような形、値上げの金額の問題だけではなくて。出るか出ないか分からないが努力をして欲しい。5、10年先は財政規模が違うので話にならないが、3年間で、目安としてこれだけ値上げすれば、これだけ繰入金が減ります。そのような資料を次回にでも、他の資料と一緒にお願いしたい。

委 員 その方が、審議し易いし、値上げについてもこれだけ上げて、これだけメリットがあります。と、町民に説明ができると思います。検討して下さい。単価ですが、工業排水ですが大都市ではそれなりの料金を取っているが、現在のところ町は単一料金のように思う。

事務局 緑が丘の工業団地がどの程度の水質で、どの程度排水量が出ているのか分からないが検討する必要があるのではないかと。水質についてですが、緑が丘の工業団地の事業排水については下水道法、条例の基準内になるように指導し、水質の確認検査を町で実施しています。

実際に、水質が違うことにより一般と使用料の体系を分けている自治体もあると思います。それと通常の部分にプラス（賦課）していることもあると思います。が、排水量が二宮町の事業所とは比較にならないところです。ただ、現在の累進制の考え方は、一般の家庭より多く排水するところは排水した部分（ $m^3$ ）の単価が高くなっているのは、下水処理に負荷がかかっていることで単価が高くなっている。

累進度でいうと二宮はそんなに高くないので、今言われた内容を踏まえていただくと、事業系の排水等の単価が現在の一般家庭の比率でいいのか、を考えていただくのも一つかと思います。

会 長 同一の考え方…。企業自体そんなに多くない環境はあります。差を付けるべきなのか、単価を変えるべきなのか。検討の材料としたい。こちらを上げれば一般の方をさほど上げなくてもいいという考え方も出てこないとは限らない。

委 員 この前の、中期ビジョンの9頁に、下水料使用料収入将来予測がありますが、これでいくと、数字的に非常に低い感じで出ているように思うがどうですか。

例えば、使用料収入の最大で2億5千万円となっている。低い数字で出ていませんか。

事務局 これは、現行の料金体系に将来人口の推計を乗じて出したものです。料金改定のこととは含めておりません。

委 員 単純にやっただけですか、財政的に考えたものではなく。私、先ほど見通しを立てて、ここまで到達できればいいよと、やれればと思ったのですが、これはあく

までも 108 円。これは、課題ですね。

事務局 改定しない時の推移です、課題です。

会 長 他にありませんか。

委 員 基本的に使用料は、掛かる費用を 100% 貰うことが原則と理解してよろしいか。  
2 頁では原則をあまり言っていない、現実と余りにも離れているので。

事務局 47%の回収率ということは単純に倍以上になります。

委 員 先ほどの目標となると。私、料金のことをやってきましたが、原則、掛かった費用を料金でいただくことからスタートする。

このままいくと修繕費が増えるとか、電気料金が増えることで赤字が見込まれるので、3 年間の赤字を回収するために、経営努力もするけれど足りないところは料金を上げさせていただく。

原則が掛かった費用と料金がイコールになるように設定する。下水も公営企業法の適用であれば、そこは原則を出してもいいが抑えているという理解でいいですか。原則は経営努力をするけれど、掛かった費用は料金でいただく原則でいいですね。

事務局 はい、それとまだ整備率からすると 7 割位で、これからまだ、市街化区域がまだ少しあります。それ以上の話ですと市街化調整区域がありますが、それは置いておきまして、整備途中でありまして、それに費用も掛かることということで、負担可能なところで今回は提案させていただきました。

会 長 よろしいですか。色々ご意見が出まして、また、要望事項も踏まえて次回の資料作りを進めていただきたいと思います・・・。一般会計からの繰入金・・・甘えられない時代に入りましたので、それを踏まえて値上げやむなしなのか、どうかを考えていただいて、ただ、どの程度まで使用者に負担をかけるのかと言う点も踏まえて、次回には資料と一緒に検討していきたいと思います。

それでは、議題 1 の「使用料に改定について」はこれで終わります。

その他について、何かありますか。

事務局 次回の審議会は 11 月の中旬に予定させていただきたいと思いますので宜しくお願ひします。

会 長 これをもちまして審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。